

# 子育てを支援する給付制度をお知らせします

申問 子育て支援課【児童手当について】 ☎ 0176-51-6717、【児童手当以外について】 ☎ 0176-51-6716

## ✿ 子育て家庭への手当・助成

### 児童手当 所得制限なし

▶ **支給対象** 児童（0歳から18歳となる日の属する年度の末日まで）を養育している人

#### ▶ 支給額（児童1人につき月額）

3歳未満（第1子、第2子）15,000円

3歳～高校生年代（第1子、第2子）10,000円

0歳から高校生年代（第3子以降）※30,000円

※児童の数は、0歳から22歳（22歳となる日の属する年度の末日まで）の養育している子を年齢の高い順に数えます。

### 子ども医療費給付 所得制限なし

▶ **支給対象** 各種医療保険に加入している児童（0歳から18歳となる日の属する年度の末日まで）

▶ **支給額** 入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）の自己負担額の全額

### 特別児童扶養手当 所得制限あり

▶ **支給対象** 20歳未満の精神または身体に中度以上の障がいがある児童を養育する人

① 重度障がい児：身体障害者手帳1級～2級（内部障がいを除く）、愛護手帳Aまたはこれらと同程度の障がいがある児童

② 中度障がい児：身体障害者手帳3級または4級の一部（いずれも内部障がいを除く）、愛護手帳Bの一部またはこれらと同程度の障がいがある児童

③ 内部障がいがあり、病状が重度障がい児または中度障がい児と同等の障がいと認められる児童

#### ▶ 支給額（児童1人につき月額）

【重度障がい児の場合】 56,800円

【中度障がい児の場合】 37,830円



## ✿ ひとり親家庭などへの支援

いずれも  
所得制限あり

### 児童扶養手当

▶ **支給対象** ひとり親として児童（0歳から18歳となる日の属する年度の末日まで）を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人

#### ▶ 支給額（児童1人につき月額）

【全部支給の場合】 児童1人の場合：46,690円

2人以上の加算額：11,030円

【一部支給の場合】（所得制限による）

児童1人の場合：11,010円～46,680円

2人以上の加算額：5,520円～11,020円

### ひとり親家庭等医療費助成

▶ **支給対象** 次のいずれかに該当する人

① ひとり親家庭の父または母と児童（0歳から18歳となる日の属する年度の末日まで）

② 父母のいない児童

▶ **支給額** 入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）

【児童】自己負担額の全額 【父または母】自己負担額のうち、医療機関（病院と薬局の合計）ごとに、1カ月につき1,000円を超えた額

### 自立支援教育訓練給付金

▶ **支給対象** 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母で、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する人 ※要事前相談

▶ **支給額** 入学料と受講料の合計額の6割相当（上限あり）

### 高等職業訓練促進給付金

▶ **支給対象** 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母で、就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で6カ月以上の修業をする人 ※要事前相談

▶ **支給額（月額）** 【市民税非課税世帯】100,000円

【市民税課税世帯】70,500円

いずれの支援も、申請して認定されないと受給できません。

また、制度ごとに住所などの要件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



## 妊娠から出産、育児までをサポート! とわだ子育てアプリ

### 予防接種スケジュール

プッシュ通知で受け忘れを防止します。接種日調整も自動で算出します。

### 妊婦健診記録や

### 体重管理グラフ

妊婦向け機能も充実しています!

### 自治体情報

市の子育て情報を随時配信します。

